

～空き家を買いたい・借りたい方へ～

利用希望者用

山梨市「空き家バンク」の流れ

①		空き家バンク の利用登録	■以下の提出先へ「 利用登録申込書 」(様式第7号)及び チェックシート (利用希望者用)をご提出ください。 ※郵送可。登録有効期間は2年間です。 【提出先】 〒405-8501 山梨市小原西843 山梨市役所 地域資源開発課 地域資源活用担当
---	---	-----------------	---



②		情報提供・ 問い合わせ	■市ホームページ及び窓口等で登録物件の情報提供を行っています。 ■お問い合わせは電話・FAX・メール・窓口にてお受けしています。
---	---	----------------	---



③		見学 申し込み・ 見学案内	■ご希望の物件について、見学や相談をお受けします。 (要予約) ※見学案内は原則として、空き家の所有者様等と(公社)山梨県宅地建物取引業協会が立ち合います。日程調整等に時間を要する場合がありますのでご承知おください。
---	--	---------------------	--



④		物件交渉の 申し込み・物 件の交渉	■物件の交渉を希望される方は「 利用申込書 」(様式第11号)及び「 誓約書 」(様式第12号)を①の提出先へご提出ください。 ■申し込み後は、(公社)山梨県宅地建物取引業協会の仲介により交渉となります。
---	---	-------------------------	---



⑤		成立	■成約時には仲介に係る報酬として宅地建物取引業法で定められた媒介手数料が発生いたします。
---	---	----	--

注1 山梨市では、情報の紹介や必要な連絡調整等を行いますが、「所有者等」と「利用希望者」間で行なう物件の賃借・売買に関する交渉、契約等に関する仲介業務は、市と業務協定を締結している(公社)山梨県宅地建物取引業協会が行います。なお、仲介に係る報酬については、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第46条第1項の規定に基づく額の範囲となります。

注2 山梨市個人情報保護条例(平成17年山梨市条例第247号)の規定の趣旨に基づき申込みされた個人情報は、本事業の目的以外に利用いたしません。

注3 市は、交渉・契約等で発生するトラブル等には一切関与いたしません。

■問い合わせ先■

山梨市役所 地域資源開発課 地域資源活用担当

TEL0553-22-1111(代) FAX:0553-23-2800 e-mail:chiikishigen@city.yamanashi.lg.jp